

法二一号

平成二年十一月八日

平成二年十一月九日

平成二年十一月十日

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官

内閣参事官

梶山国務大臣

山本国務大臣

綿貫国務大臣

木部国務大臣

中山国務大臣

武藤国務大臣

奥田国務大臣

北川国務大臣

橋本国務大臣

大野国務大臣

相沢国務大臣

木部国務大臣

保利国務大臣

深谷国務大臣

石川国務大臣

坂本国務大臣

津島国務大臣

塙原国務大臣

大島国務大臣

塙崎国務大臣

別紙法務大臣請議

即位の礼に当たり行う特別恩赦基準について

右閣議に供します。

指 令 案

即位の礼に当たり行う特別恩赦基準について請議のとおり。

法務省保恩第 106 号

平成 2 年 11 月 7 日

内閣総理大臣 海 部 俊 樹 殿

法務大臣 梶 山 静 大



即位の礼に当たり行う特別恩赦基準案について  
標記基準案について閣議を求めます。



即位の礼に当たり行う特別恩赦基準

(趣旨)

一 即位の礼が行われるに当たり、内閣は、特別に、この基準により特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を行うこととする。

(対象)

二 この基準による特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権は、平成二年十一月十二日（以下「基準日」という。）の前日までに有罪の裁判が確定している者に対して行う。ただし、第五項及び第七項に掲げる者については、それぞれ、その定めるところによる。

(出願又は上申)

三 1 この基準による特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権は、本人の出願を待つて行うものとし、本人は、基準日から平成三年二月十二日ま

- でに、恩赦法施行規則（昭和二十二年司法省令第七十八号）の定めるところにより、刑務所（少年刑務所及び拘置所を含む。以下同じ。）若しくは保護観察所の長又は検察官に対して出願をするものとする。
- 2 刑務所若しくは保護観察所の長又は検察官は、前号の出願があつた場合には、平成三年五月十三日までに中央更生保護審査会に対して上申をするものとする。
- 3 第五項の規定による特赦又は第七項の規定による減刑の場合にあつては、前二号の定めにかかわらず、それぞれ、第1号の出願は平成三年五月十三日までに、前号の上申は同年八月十二日までにすることができる。
- 4 第1号及び第2号の規定は、この基準による特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権について、刑務所若しくは保護観察所の長又は検察官

が必要があると認める場合に職権により上申をすることを妨げるもの

の免除又は復権について、刑務所若しくは併設箇所の長又は検査官

が必要があると認める場合に職権により上申をすることを妨げるものではない。この場合においては、上申をする期限は、前二号に定めるところによる。

#### (特赦)

##### 四

特赦は、第二項本文に定める者であつて、次の各号のいずれかに該当するものについて、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ特に相当であると認められる場合に行う。

- 1 少年のとき罪を犯した者であつて、基準日の前日までにその罪による刑の執行を終わり又は執行の免除を得たもの
- 2 基準日において七十歳以上の者であつて、有期の懲役又は禁錮に処せられ、基準日の前日までにその執行すべき刑の期間の二分の一以上につきその執行を受けたもの

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行の免除を得た日から基準日の前日までに五年以上を経過した者であつて、その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となつてゐるもの

4 有期の懲役又は禁錮に処せられ、その執行を猶予され、基準日の前日までに猶予の期間の二分の一以上を経過している者であつて、その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となつてゐるもの

5 有期の懲役又は禁錮に処せられた者（刑法（明治四十年法律第四十五号）の罪（過失犯を除く。）、同法以外の法律において短期一年以上上の懲役若しくは禁錮を定める罪又は薬物に係る罪により刑に処せられた者を除く。）であつて、社会のために貢献するところがあり、かつ、その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となつてゐるもの

6 罰金に処せられ、その執行を猶予されている者又は基準日の前日ま

罰金に処せられ、その執行を猶予されている者又は基準日の前日までにその執行を終わり若しくは執行の免除を得た者であつて、その刑に処せられたことが現に社会生活上の障害となつてゐるもの

五 1 前項第5号に掲げる者については、基準日の前日までに有罪、無罪又は免訴の判決の宣告を受け、平成三年二月十二日までにその裁判に係る罪について有罪の裁判が確定した場合にも、同項の例によりこの基準による特赦を行うことができる。

2 罰金に処せられ、そのことが現に社会生活上の障害となつてゐる者については、基準日の前日までに略式命令の送達、即決裁判の宣告又は有罪、無罪若しくは免訴の判決の宣告を受け、平成三年二月十二日までにその裁判に係る罪について有罪の裁判が確定した場合であつて、その執行の猶予の期間中であるとき又は同日までにその執行を終わ

り若しくは執行の免除を得たときも、前号と同様とする。

#### (減刑)

##### 六

減刑は、第二項本文に定める者のうち、懲役又は禁錮に処せられた者（その執行を終わり又は執行の免除を得た者を除く。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものについて、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ特に相当であると認められる場合に行う。

- 1 少年のとき犯した罪により、有期の懲役又は禁錮に処せられた者であつて、次の(一)又は(二)に掲げる場合に応じ、それぞれ、(一)又は(二)に定めるもの

(一) その犯した罪につき定められた懲役又は禁錮の法定刑の短期が一年以上である場合にあつては、基準日の前日までに執行すべき刑の

年以上である場合にあっては、三十一年

期間の二分の一以上につきその執行を受けた者（不定期刑に処せられたときには、言い渡された刑の短期のうち執行すべき部分の二分の一以上につきその執行を受けた者）

(2) (1)以外の場合にあっては、基準日の前日までに執行すべき刑の期間の三分の一以上につきその執行を受けた者（不定期刑に処せられたときには、言い渡された刑の短期のうち執行すべき部分の三分の一以上につきその執行を受けた者）

2 少年のとき犯した罪により、有期の懲役又は禁錮に処せられ、その執行を猶予されている者であつて、基準日の前日までにその猶予の期間の三分の一以上を経過したもの

3 基準日において七十歳以上の者であつて、次のいずれかに該当する

(一)

有期の懲役又は禁錮に処せられ、基準日の前日までに執行すべき

刑の期間の三分の一以上につきその執行を受けた者

(二)

無期の懲役又は禁錮に処せられ、基準日の前日までに十年以上その執行を受けた者

4

有期の懲役又は禁錮に処せられ、その執行を猶予され、基準日の前日までに猶予の期間の三分の一以上を経過している者であつて、その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となつているもの

5

有期の懲役又は禁錮に処せられた者（刑法の罪（過失犯を除く。）  
、同法以外の法律において短期一年以上の懲役若しくは禁錮を定める  
罪又は薬物に係る罪により刑に処せられた者を除く。）であつて、そ  
の刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となつているも

の

七 前項第5号に掲げる者（当該懲役又は禁錮の執行を終わり又は執行の免除を得た者を除く。）については、基準日の前日までに有罪、無罪又は免訴の判決の宣告を受け、平成三年二月十二日までにその裁判に係る罪について有罪の裁判が確定した場合にも、同項の例によりこの基準による減刑を行うことができる。

八 減刑は、次による。

- 1 無期懲役は十五年の懲役とし、無期禁錮は十五年の禁錮とする。
- 2 有期の懲役又は禁錮は、次により刑の期間を変更する。
  - (一) 基準日において七十歳以上の者については、刑の期間の三分の一を超えない範囲でその刑を減ずる。
  - (二) (一)以外の者については、刑の期間の四分の一を超えない範囲でその刑を減ずる。

3 不定期刑は、その短期及び長期について、それぞれ、刑の期間の四

分の一を超えない範囲でその刑を減する。

4 刑の執行猶予の期間を短縮する場合にあつては、その四分の一を超えない範囲とする。

#### (刑の執行の免除)

九 刑の執行の免除は、第二項本文に定める者であつて、懲役又は禁錮に処せられ、かつ、次の各号のいずれかに該当するものについて、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ特に相当であると認められる場合に行う。

- 1 病気その他の事由により基準日までに長期にわたり刑の執行が停止され、なお長期にわたりその執行に耐えられないと認められる者
- 2 基準日において七十歳以上の者で、仮出獄を許されてから基準日の

2 基準日において七十歳以上の者で、仮出獄を許されてから基準日

前日までに二十年以上を経過したもの

(復権)

十

復権は、第二項本文に定める者のうち、一個若しくは二個以上の裁判により禁錮以上の刑に処せられ又は一個若しくは二個以上の裁判により罰金及び禁錮以上の刑に処せられて基準日の前日までに刑の全部につきその執行を終わり又は執行の免除を得た者であつて、次の各号のいずれかに該当するものについて、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ特に相当であると認められる場合に行う。

1 基準日において七十歳以上の者

2 禁錮以上の刑の全部につきその執行を終わり又は執行の免除を得た日から基準日の前日までに三年以上を経過した者であつて、刑に処せられたことが現に社会生活上の障害となつてゐるもの

3

社会のために貢献するところがあり、かつ、刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となつてゐる者

(通常の恩赦)

十一 この基準に該当しない者であつても、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権を行うことが相当である場合には、常時の個別の恩赦を行うことを考慮するものとする。

◎ 恩赦法（昭和二十二年三月二十八日法律第二十号）

第一条 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権については、この法律の定めるところによる。

第二条 大赦は、政令で罪の種類を定めてこれを行う。

第三条 大赦は、前条の政令に特別の定のある場合を除いては、大赦のあつた罪について、左の効力を有する。

一 有罪の言渡を受けた者については、その言渡は、効力を失う。

二 まだ有罪の言渡を受けない者については、公訴権は、消滅する。

第四条 特赦は、有罪の言渡を受けた特定の者に対してこれを行う。

第五条 特赦は、有罪の言渡の効力を失わせる。

第六条 減刑は、刑の言渡を受けた者に対して政令で罪若しくは刑の種類を定めてこれを行い、又は刑の言渡を受けた特定の者に対してこれを行う。

第七条 政令による減刑は、その政令に特別の定のある場合を除いては、刑を減輕する。  
② 特定の者に対する減刑は、刑を減輕し、又は刑の執行を減輕する。

③ 刑の執行猶予の言渡を受けてまだ猶予の期間を経過しない者に対しては、前項の規定にかかわらず、刑を減輕する減刑のみを行うものとし、又、これとともに猶予の期間を短縮することができる。

第八条 刑の執行の免除は、刑の言渡を受けた特定の者に対してこれを行う。但し、刑の執行猶予の言渡を受けてまだ猶予の期間を経過しない者に対しては、これを行わない。

第九条 復権は、有罪の言渡を受けたため法令の定めるところにより資格を喪失し、又は停止された者に対して政令で要件を定めてこれを行い、又は特定の者に対してこれをを行う。但し、刑の執行を終らない者又は執行の免除を得ない者に対しては、これを

は停止された者に對して政令で要件を定めてこれを行い、又は特定の者に對してこそを行ふ。但し、刑の執行を終らない者又は執行の免除を得ない者に對しては、これを行わない。

第十条 復権は、資格を回復する。

② 復権は、特定の資格についてこれを行うことができる。

第十一条 有罪の言渡に基く既成の効果は、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権によつて変更されることはない。

第十二条 特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除及び特定の者に対する復権は、中央更生保護審査会の申出があつた者に對してこれを行うものとする。

第十三条 特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権があつたときは、法務大臣は、特赦状、減刑状、刑の執行の免除状又は復権状を本人に下付しなければならない。

第十四条 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権があつたときは、検察官は、判

決の原本にその旨を附記しなければならない。

第十五条 この法律の施行に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

◎ 恩赦法施行規則（昭和二十二年十月一日司法省令第七十八号）

第一条 恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）第十二条の規定による中央更生保護審査会の申出は、監獄若しくは保護観察所の長又は検察官の上申があつた者に對してこれを行うものとする。

第一条の二 左に掲げる者は、職権で、中央更生保護審査会に特赦、特定の者に対する減刑又は刑の執行の免除の上申をすることができる。

- 一 在監者については、その監獄の長
- 二 保護觀察に付されている者については、その保護觀察をつかさどる保護観察所の長
- 三 その他の者については、有罪の言渡をした裁判所に対応する検察庁の検察官

② 前項各号に掲げる監獄若しくは保護観察所の長又は検察官は、本人から特赦、減刑又は刑の執行の免除の出願があつたときは、意見を附して中央更生保護審査会にその

上申をしなければならない。

第二条 特赦、減刑又は刑の執行の免除の上申書には、左の書類を添附しなければならない。

一 判決の謄本又は抄本

二 刑期計算書

三 犯罪の情状、本人の性行、受刑中の行状、将来の生計その他参考となるべき事項  
に関する調査書類

② 本人の出願により上申をする場合には、前項の書類の外その願書を添附しなければならない。

③ 判決原本の滅失又は破損によつて判決の謄本又は抄本を添附することができないと  
きは、検察官が自己の調査に基き作成した書面で判決の主文、罪となるべき事実及び  
これに対する法令の適用並びに判決原本が滅失し又は破損したこと及びその理由を示  
すものを以て、これに代えることができる。

これに対する注余の追用並に半沙原太源氏の活字ノレキナノイタニシニ  
すものを以て、これに代えることができる。

第三条 左に掲げる者は、職種で、中央更生保護審査会に復権の上申をすることができる。

一 保護観察に付されたことのある者については、最後にその保護観察をつかさどつた保護観察所の長

二　その他の者については、最後に有罪の言渡をした裁判所に対応する検察庁の検察官

② 前項各号に掲げる保護観察所の長又は検察官は、本人から復権の出願があつたときは、意見を附して中央更生保護審査会にその上申をしなければならない。

第四条 復権の上申書には、左の書類を添附しなければならない。

## 一 判決の謄本又は抄本

二 刑の執行を終り又は執行の免除のあつたことを証する書類

三 刑の免除の言渡のあつた後又は刑の執行を終り若しくは執行の免除のあつた後に  
おける本人の行状、現在及び将来の生計その他参考となるべき事項に関する調査書  
類

②

第二条第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

③

第二条第三項の規定は、第一項第一号の書類についてこれを準用する。

第五条 恩赦法第十条第二項による復権の上申書には、回復すべき資格の種類を明記し  
なければならない。

第六条 特赦、減刑又は刑の執行の免除の出願は、刑の言渡後左の期間を経過した後で  
なければ、これをすることができない。但し、中央更生保護審査会は、本人の願によ  
り、期間の短縮を許可することができる。

- 一 拘留又は科料については、六箇月
- 二 罰金については、一年

三 有期の懲役又は禁錮については、その刑期の三分の一に相当する期間。（短期と

## 二 罰金については 一年

三 有期の懲役又は禁錮については、その刑期の三分の一に相当する期間。（短期と長期とを定めて言い渡した刑については、その刑の短期の三分の一に相当する期間。）但し、その期間が一年に満たないときは、一年とする。

## 四 無期の懲役又は禁錮については、十年

- ② 拘禁されない日数は、刑の執行を終り又は刑の執行の免除を受けた後の日数及び仮出獄中又は刑の執行停止中の日数を除くの外、前項第三号及び第四号の期間にこれを算入しない。
- ③ 前項の規定は、刑の執行を猶予されている場合には、これを適用しない。
- ④ 第一項但書の願をするには、願書をその願に係る特赦、減刑又は刑の執行の免除について上申をすることができる監獄若しくは保護観察所の長又は検察官に差し出さなければならない。
- ⑤ 第一条の二第二項の規定は、第一項但書の願があつた場合にこれを準用する。

第七条 復権の出願は、刑の執行を終り又は執行の免除のあつた後でなければ、これをすることができない。

第八条 監獄若しくは保護観察所の長又は検察官が本人の出願によりした特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権の上申が理由のないときは、その出願の日から一年を経過した後でなければ、更に出願をすることができない。

第九条 特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権の願書には、左の事項を記載し、且つ戸籍の謄本又は抄本（法人であるときは登記簿抄本）を添附しなければならない。

一 出願者の氏名、出生年月日、職業、本籍及び住居（法人であるときはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

二 有罪の言渡をした裁判所及び年月日

三 罪名、犯数、刑名及び刑期又は金額

四 刑執行の状況

#### 四 刑執行の状況

##### 五 上申を求める恩赦の種類

#### 六 出願の理由

② 前項の規定は、第六条第一項但書の許可を受ける場合にこれを準用する。

第十条 中央更生保護審査会は、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権の上申が理由のないときは、上申をした者にその旨を通知しなければならない。

② 前項の通知を受けた者は、出願者にその旨を通知しなければならない。

第十一条 特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権があつたときは、法務大臣は、中央更生保護審査会をして、有罪の言渡をした裁判所に対応する検察庁の検察官に特赦状、減刑状、刑の執行の免除状又は復権状（以下恩赦状という。）を送付させる。

② 恩赦状の送付を受けた検察官は、自ら上申したものであるときは、直ちにこれを本人に交付し、その他の場合においては、速やかにこれを上申をした者に送付し、上

申をした者は、直ちにこれを本人に交付しなければならない。

③ 上申をした者は、仮出獄中の者に恩赦状を交付したときは、その旨を監獄の長に通知しなければならない。

④ 第二項に規定する恩赦状の交付及び前項の通知は、これを本人の住居のある地を管轄する保護観察所の長、本人の住居のある地を管轄する裁判所に対応する検察庁の検察官又は本人の在監する監獄の長に嘱託することができる。

第十二条 恩赦状を本人に交付した者は、速やかにその旨を法務大臣に報告しなければならない。

第十三条 恩赦法第十四条の規定により判決の原本に附記をなすべき検察官は、有罪の言渡をした裁判所に対応する検察庁の検察官とする。

第十四条 検察官は、恩赦法第十四条の規定により判決の原本に附記をした場合において、訴訟記録が他の検察庁に在るときは、その検察庁の検察官にその旨を通知しなければならない。

て、訴訟記録が他の検察庁に在るときは、その検察庁の検察官にその旨を通知しなければならない。

- ② 前項の通知書は、これを訴訟記録に添附しなければならない。
- 第十五条 有罪の言渡を受けた者で大赦により赦免を得たものは、有罪の言渡をした裁判所に対応する検察庁の検察官に申し出で、その旨の証明を受けることができる。政令により復権を得た者も、同様である。